

平成 26 年度

事業計画書

社会福祉法人 旭市社会福祉協議会

平成26年度事業計画書

1 基本方針

本年は旭市社会福祉協議会が合併し10年目となりますが、この間旧旭市・海上町・飯岡町・干潟町の各社協の特色のある事業を継続し、各種委託業務に尽力してまいりました。平成23年3月には東日本大震災により当市も甚大な被害を受けましたが、官民が協力し復興が進められております。また、国においては各種財政対策や外交問題等の課題も多くなっておりますが、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し明るい話題となっております。

このようななか、旭市社会福祉協議会は地域の中核団体として、福祉サービスの担い手となり、地域住民やボランティア、福祉関係機関との連携を図りながら、地域の特性を活かした心豊かな社会活動に取り組んでいく必要があります。

第2次旭市地域福祉推進計画に基づいて、本年度もなお一層充実した各種事業や福祉活動を計画的、効率的に推進するため、平成26年度の事業計画を次のとおり定めます。

2 重点目標

(1) 地域福祉活動の推進

- ・地域福祉フォーラムの推進
- ・地区社会福祉協議会活動の育成及び支援強化
- ・ボランティア活動事業の推進
- ・地域福祉活動計画の推進

(2) 福祉教育の推進

- ・小・中学校等への積極的支援
(福祉用具の貸し出し、講師の派遣)

(3) 総合的な相談体制の充実

- ・各種貸付事業の相談支援体制の充実
- ・心配ごと相談所の運営
- ・あさひ後見支援センターの運営

(4) 在宅福祉サービス事業の推進

- ・居宅介護支援事業の推進
- ・訪問介護、通所介護の推進
- ・介護予防事業の推進
- ・ほのぼのヘルプサービス事業の実施

事業の主な内容

番号	事業	目的	主な実施事項
1	法人運営事業	会の運営と組織、財務、事業の審議を行い、関係機関との連絡調整を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事会及び評議員会の開催 2. 関係機関との連絡調整（連絡会議を含む） 3. 諸規程の改正
2	企画・普及事業	<p>福祉に対する理解と関心を深め、福祉功労者の顕彰を行う。</p> <p>地域福祉フォーラムの設置を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会福祉大会の開催（11月頃） 2. 地域福祉フォーラムの設置（開催）
3	広報・宣伝事業	地域に密着した記事作り、読みやすく分かりやすい内容作り、目に留まりやすいレイアウトの工夫などにより、広報機能の充実を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「社協だより」の発行（年4回） 2. ボランティア会報の発行（年1回） 3. 声の広報 4. 社協ホームページによる広報（随時更新） 5. 市広報による広報活動
4	組織強化事業	地域福祉活動の基盤となる、地区社協に対し、事業・財政面の援助を行い、組織の強化を促進する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区社協活動推進連絡会 2. 地区社協への助成
5	心配ごと相談事業	市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言を行うため、相談所を開設する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相談所の開設（月4回） 2. 相談員の研修
6	交通遺児対策支援事業	交通事故等により、親（親に代わる立場にあるものを含む）を失った18歳未満の遺児に対し支援を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 見舞金・激励金の交付

番号	事業	目的	主な実施事項
7	ボランティア促進事業	ボランティアの発掘・育成を図るとともに、その活動を促し地域福祉活動の充実を図る。	<ol style="list-style-type: none"> 1. ボランティア連協との連絡調整 2. ボランティアの登録・斡旋・調整 3. コーディネーター業務 4. ボランティア連協への助成 5. 災害ボランティア立上げ訓練 6. 傾聴ボランティアの育成
8	一般募金配分事業	共同募金事業について、市民の理解を求めるとともに助け合い精神を高め、住民参加による福祉の街づくりを進める。	<ol style="list-style-type: none"> 1. おたっしや会の開催 2. 男の料理教室の開催 3. 障害者交流事業の開催 4. 地域ふれあい交流事業 5. 災害見舞金の交付 6. 応急援護事業
9	歳末援護事業	新たな年を迎える時期に、援助や支援を必要とする人達が、地域で安心して暮らすことができるよう援助事業を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 歳末たすけあい援護金の配分
10	助成事業	各種福祉団体の自発的な活動や取り組みを支援するため、財政面での助成を行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種福祉団体への助成
11	福祉教育推進事業	地域に根ざしたさまざまな福祉活動を推進し、福祉の心を育むきっかけ作りを行う。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福祉教育出張講座の実施 2. 小中学校への助成

番号	事業	目的	主な実施事項
12	日常生活用具貸出事業	身体障害者及び高齢者等を対象に用具を貸し出すことにより、日常生活での社会参加の促進と介護負担の軽減を図る。	1. ベッド・車いす等の貸出
13	あさひ後見支援センター運営事業 (県社協からの受託事業)	日常生活を送る上で、十分な判断ができない高齢者や障害者に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などの援助を行う。	1. 相談の受付 2. 専門員による対象者及び家庭状況等の調査 3. 関係機関との連絡調整 4. 生活支援員によるサービスの提供
14	軽度生活支援事業 (受託事業)	介護保険の認定結果が非該当で、日常生活を営む上で支障のある高齢者へ、ホームヘルパーを派遣し本人及び世帯の自立を援助する。	1. 対象者及び家庭の状況等の調査 2. ホームヘルパーの派遣 3. ホームヘルパーの研修
15	生きがい活動支援通所事業 (受託事業)	介護保険の認定結果が非該当の65歳以上の方を対象に、日常動作訓練や健康チェック、入浴・食事を提供し要介護状態への進行を予防する。	1. 日常動作訓練 2. 健康チェック 3. 送迎・食事
16	外出支援サービス事業 (受託事業)	在宅高齢者及び重度身体障害者に外出サービスを行うことにより、高齢者等の社会参加を促進し、もって健康の増進と福祉の向上を図る。	1. 医療機関への通院または入退院の為の送迎 2. 介護予防事業等への送迎
17	敬老事業 (受託事業)	市内居住の結婚50周年を迎えたご夫婦の長年の労苦に対しお祝いを行う。	1. 合同金婚式の開催
18	在宅介護支援センター事業 (受託事業)	高齢者の各種保健福祉サービス、利用方法等についての相談を受け、情報を提供することで、安心して生活ができるよう支援する。	1. 相談の受付 2. 情報の提供

番号	事業	目的	主な実施事項
19	施設管理事業 (受託事業)	公共施設の管理運営業務を全般にわたって行う。	1. 飯岡福祉センターの管理 2. 海上ふれあいサポートセンターの管理
20	障害福祉サービス居宅介護等事業	障害者自立支援法に基づき、身体障害者(児)、知的障害者(児)の世帯へホームヘルパーを派遣して本人及び世帯の自立を支援する。	1. 居宅介護等(身体介護、家事援助、移動介護等)の提供 2. ホームヘルパーの研修
21	ほのぼのヘルプサービス事業	市からの受託事業や介護保険法によるサービスには制限があるため、それ以外のサービスを自費扱いで提供することにより、いつまでも自分らしく、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう支援する。	1. 利用者の受入調整 2. 生活援助(調理、洗濯、掃除、買い物等) 3. 身体介護(外出介助、排泄介助等)
22	善意銀行事業	広く市民から善意の預託を受け、これを効果的に活用して社会福祉の増進を図る。	1. 小口貸付業務の実施 2. 償還滞納者に対する催促及び指導
23	生活福祉資金・老障資金貸付事業 (県社協からの受託事業)	低所得世帯、身障世帯の経済的自立と更正意欲の助長促進を図り、安定した生活を営めるよう資金の貸付を行う。 高齢者及び重度障害者居室等の増改築や改造のための資金を貸し付け、自立した生活を送れるよう支援する。	1. 資金の貸付に関する相談・援助 2. 資金の貸付・償還に関する書類の交付・受付 3. 申請世帯・貸付世帯の調査

番号	事業	目的	主な実施事項
24	居宅介護支援事業	介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態にある被保険者に対し、適正な居宅介護支援を提供する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険の要介護認定等の代理申請 2. 居宅サービス計画の作成 3. 給付管理票の作成・居宅介護支援介護報酬の請求等 4. モニタリング、支援経過の記録等 5. サービス担当者会議の開催、課題分析 6. 24時間連絡体制の実施
25	訪問介護事業	介護保険法に基づき、要介護状態にある被保険者に対し、適正な訪問介護を提供する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整、課題分析 2. 訪問介護計画の作成 3. 身体介護、生活援助の実施 4. 介護報酬の請求
26	通所介護事業	介護保険法に基づき、要介護状態にある被保険者に対し、適正な通所介護サービスを提供する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整、課題分析 2. 通所介護計画の作成 3. 送迎、入浴、食事、健康チェック、介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）を行う。 4. 介護報酬の請求
27	介護予防訪問介護事業	介護保険法に基づき、要支援1・2の状態にある被保険者に対し、心身機能の維持・改善のために、適正な介護予防訪問介護サービスを提供する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整、課題分析 2. 介護予防訪問介護計画の作成 3. 自力で困難な行為（主に生活援助）を支援 4. 介護予防サービス給付費の請求

番号	事業	目的	主な実施事項
28	介護予防通所介護事業	介護保険法に基づき、要支援1・2の状態にある被保険者に対し、心身機能の維持・改善のために、適正な介護予防通所介護サービスを提供する。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の受入調整、課題分析 2. 介護予防通所介護計画の作成 3. 送迎、入浴、食事、健康チェック等を行い自力で困難な行為を支援 4. 介護予防サービス給付費の請求